

船橋市放課後児童健全育成事業の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業に係る届出について、必要な事項を定めるものとする。

(開始の届出)

第2条 放課後児童健全育成事業の開始の届出は、放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）により行うものとする。

(変更の届出)

第3条 放課後児童健全育成事業の変更の届出は、放課後児童健全育成事業変更届（第2号様式）により行うものとする。

(廃止又は休止の届出)

第4条 放課後児童健全育成事業の廃止又は休止の届出は、放課後児童健全育成事業廃止・休止届（第3号様式）により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から施行する。

(第1号様式)

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

船橋市長 あて

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）



児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始するので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名、 その他（事務職員等）： 名）
施設の名称	
施設の種類	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画： m ² [1人当たり： m ²] 合計： m ² その他： m ² 建物の構造： 造、建物の階数： 階建の 階
事業開始の予定年月日	
書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（上記の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要。）

(第2号様式)

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

船橋市長 あて

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

㊟

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の8第3項の規定に基づき届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項 (該当する事項 の番号に○)		1 事業の種類及び内容 2 経営者の氏名及び住所 3 定款その他の基本約款 4 運営規程 5 職員の定数及び職務内容 6 主な職員の氏名及び経歴 7 施設の種類 8 施設の所在地 9 建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面 10 事業開始の予定年月日 11 その他()
変 更 内 容 (「変更する事項」欄 において○をした番号 に応じて記載)	変 更 前	
	変 更 後	
事 業 変 更 年 月 日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付。

(第3号様式)

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

船橋市長 あて

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）



年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定に基づき届け出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の 年月日	
休止予定期間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由 (具体的に)	
現に便宜を受けている児童 に対する措置 (具体的に)	